

令和4年度 事業計画書

- 1 戦没者の遺骨収集のために必要な情報の収集に関する事項
- 2 戦没者の遺骨収集に関する事項
- 3 事業の実施に当たり留意すべき事項

第1 戦没者の遺骨収集のために必要な情報の収集に関する事項

1 事業内容

(1) 各国の国立公文書館等における資料調査

平成29年度までに各国の国立公文書館等における資料調査は概ね終了したが、それ以降、新たに調査が可能となった施設や現地調査の結果等により追加の調査が必要となった施設を対象に、戦没者の埋葬された地点や戦没地点に関する記述情報等を取得する。資料調査の作業方法及び取得した情報の分類等の取扱いについては厚生労働省と協議のうえ決定する。

(2) 戦没者の遺骨収集を実施する地域における現地調査等

海外に残存する日本人戦没者の遺骨の情報について、日本国内における情報収集及び戦没者の遺骨収集を実施する地域における現地調査を実施する。

また、戦没者の遺骨収集を実施する地域においては、本邦からの派遣者による現地調査に加え、一部地域に現地調査員等を配置し、現地調査を行う。

現地調査は、厚生労働省及び社員団体と協議し、地域ごとの実情に即した実効性のある派遣計画を作成して行う。なお、新型コロナウイルスによる感染が収束しない場合及び相手国の事情等により実施が困難な場合は、厚生労働省及び社員団体と協議し、地域ごとの実情に即し優先順位を定めて派遣計画を見直して現地調査を実施する。

2 事業対象及び取組目標

(1) 各国の国立公文書館等における資料調査

ア 取組目標

厚生労働省の指導監督に基づき米国カリフォルニア州に所在する米国海軍設営隊資料館に職員を派遣し、日本人戦没者の埋葬地点や集団埋葬地に関連する資料調査を行う。

イ 取組方針

厚生労働省が作成した調査対象リストに基づき、米国海軍設営隊資料館に所蔵されている第二次世界大戦中及び終戦直後の各種報告書、地図、写真、映像等から、日本人戦没者の埋葬等に関する有効な記述を抽出・取得し、その結果を厚生労働省及び関連社員団体に報告する。資料調査の際、調査期間が限定されることから日本語が堪能な戦史研究家の活用に努める。

ウ 実施期間

令和4年10月～令和5年1月

エ 派遣体制

調査派遣：2週間程度×年2回

本協会調査団員：1～2名程度

(2)戦没者の遺骨収集を実施する地域における現地調査等

① 日本国内における情報収集

ア 取組目標

海外に残存する日本人戦没者の遺骨の情報について、日本国内における情報収集を実施する。

イ 取組方針

本協会及び社員団体のホームページ等を活用し、海外に残存する日本人戦没者の遺骨情報の提供を広く国民に求め、必要に応じて情報提供者と面談等を行う。

また、遺骨収集等に関して知見や資料を有している国内の団体・図書館等及び海外の団体からも情報収集を行う。その際、取得した遺骨情報の集約、共有化に留意する。

ウ 実施期間

令和4年4月～令和5年3月

エ 派遣体制

必要に応じ、職員を国内に派遣する。

② 戦没者の遺骨収集を実施する地域における現地調査

日本国内における情報収集で得た情報及びこれまでに各国の国立公文書館等における資料調査で入手した情報等に基づき、地域ごとの事情に即した実効性のある派遣計画を作成し、現地調査を実施する。その際、引き続き現地行政機関及び地域住民等に対し、我が国の遺骨収集に関わる理解と協力気運を醸成し得るよう働きかけることに努める。また、在外公館の協力を得ながら地域の事情等を勘案しつつ下記に留意して、調査成果の拡大を図る。

- 現地調査の計画に当たり、厚生労働省が作成した、各種遺骨情報等を可視化した地理情報システム(Arc-GIS)の活用を図る。
- 各派遣の派遣期間、派遣人員、表敬要領の見直し等により実質的な調査期間を確保する。
- 国立公文書館情報、現地情報及び遺族等関係者からの提供情報に基づく有力な埋

葬地等について現地調査を実施する。

- 現地調査員の計画的・積極的な活用及び国立公文書館情報、現地情報等の総合的な活用を図る。
- 厚生労働省から提供される有効情報等に基づき、遺骨が残存する可能性が高い地域を訪問し、村長や地域リーダー等を中心に事業説明を行い現地調査に対する理解を得て有効情報の収集・確認に努める。

この際、事業内容を実施地域の言語で記載したパンフレットやポスター等を活用する他、現地のマスコミやラジオを活用して事業説明を行い残存遺骨に関する情報提供を依頼する。

- 公文書館情報、現地情報等に基づき、有力な埋葬地等情報を取得した場合には調査活動を行い、その成果の拡大を図る。
- 本協会の調査団員が不在の間も継続して遺骨情報を収集し、現地調査が行える現地調査員等を配置するとともに、配置した現地調査員等に協会・関連社員団体が欲する遺骨情報を具体的に明示して活動の準拠を与える等、その計画的・積極的な活用を図る。

現地調査員の配置は、本協会が現地調査員として適任であるかを社員団体及び厚生労働省と慎重に検討したうえで行う。適任者がいない場合は、拙速には配置しないこととする。

なお、賃金は、当人の作業量、現地の経済状況、相場等を勘案し決定する。

- 本協会の調査団員又は現地調査員等は、取得した情報と現地法令に基づき、情報場所の踏査、試掘（可能な場合）を行い遺骨の確認に努める。また、遺骨を確認・収容した場合は、検体が採取され遺骨収集団による送還までの間、紛失や盗難及び土中から掘り出したことによる劣化等がないように適切な環境の一時安置場所を確保したうえで仮安置する。
- 派遣時には、必要に応じて現地の事情に精通している者、語学に堪能である者又は遺骨の人種鑑定に関する専門的な知見を有する者（以下、「遺骨鑑定人」という。）を同行させる。
- 以下に示す地域において、地域ごとの事情に即した実効性のある派遣計画を作成し、現地調査を実施する。なお、以下に示す各地域以外の地域について確度の高い戦没者の遺骨に関する情報が得られた場合には、厚生労働省に報告し、派遣の可否についての指示を受ける。

現地調査は、現地の事情を勘案しつつ概ね以下の方法で行う。

ア ミャンマー

(ア) 取組目標

現地調査員を配置し、現地で入手した情報、各国の国立公文書館等における資料調査結果に基づき厚生労働省から提供された分析結果、本協会及び厚生労働省に寄せられている戦没者の遺骨に関する情報等に基づき、現地の治安情勢等を考慮しつつ現地調査を実施する。

(イ) 取組方針

少数民族が統治する地域を含め、ヤンゴンに配置した現地調査員により通年にわたる遺骨情報の収集を計画的かつ積極的に行う。

(ウ) 実施期間

令和4年10月～令和5年1月

(エ) 派遣体制

調査派遣：2週間程度×年4回

本協会調査団員：8名程度

イ マリアナ諸島

(ア) 取組目標

現地調査員を配置し、現地で入手した情報、各国の国立公文書館等における資料調査結果に基づき厚生労働省から提供された分析結果、本協会及び厚生労働省に寄せられている戦没者の遺骨に関する情報等に基づき、現地調査を実施する。

(イ) 取組方針

サイパン、テニアン及びグアム島等に配置した現地調査員により現地で通年にわたる遺骨情報の収集を計画的かつ積極的に行う。

(ウ) 実施期間

令和4年4月～令和5年3月

(エ) 派遣体制

調査派遣：2週間程度×年8回

本協会調査団員：3～10名程度

ウ パラオ諸島

(ア) 取組目標

現地調査員を配置し、現地で入手した情報、各国の国立公文書館等における資料調査結果に基づき厚生労働省から提供された分析結果、本協会及び厚生労働省に寄せられている戦没者の遺骨に関する情報等に基づき、現地調査を実施する。

(イ) 取組方針

アンガウル島のサイパン日本人墓地の発掘調査を促進する。また、ペリリュ一島においては、現地調査員による通年にわたる遺骨情報の収集に努めるとともに、集団埋葬地及び埋設戦車の発掘調査の促進を図る。

(ウ) 実施期間

令和4年5月～令和5年3月

(エ) 派遣体制

調査派遣：2週間程度×年4回

本協会調査団員：9～10名程度

エ トラック諸島

(ア) 取組目標

現地調査員を配置し、現地で入手した情報、各国の国立公文書館等における資料調査結果に基づき厚生労働省から提供された分析結果、本協会及び厚生労働省に寄せられている戦没者の遺骨に関する情報等に基づき、現地調査を実施する。

(イ) 取組方針

チューク州に通年にわたる遺骨情報の収集を行う現地調査員を配置する。

現地で入手した情報、本協会及び厚生労働省に寄せられている戦没者の遺骨に関する情報等を総合的に判断し、現地調査を実施する。

(ウ) 実施期間

令和4年9月頃

(エ) 派遣体制

調査派遣：10日間程度×年1回

本協会調査団員：4名程度

オ マーシャル諸島

(ア) 取組目標

現地調査員を配置し、現地で入手した情報、各国の国立公文書館等における資料調査結果に基づき、厚生労働省から提供された分析結果、本協会及び厚生労働省に寄せられている戦没者の遺骨に関する情報等に基づき、現地調査を実施する。

(イ) 取組方針

マジュロに通年にわたる遺骨情報の収集を行う現地調査員を配置する。
現地で入手した情報、各国の国立公文書館等における資料調査結果に基づき厚生労働省から提供された分析結果、本協会及び厚生労働省に寄せられている戦没者の遺骨に関する情報等を総合的に判断し、現地調査を実施する。

(ウ) 実施期間

令和4年11月頃

(エ) 派遣体制

調査派遣：2週間程度×年1回

本協会調査団員：4名程度

カ 東部ニューギニア

(ア) 取組目標

現地調査員を配置し、現地で入手した情報、各国の国立公文書館等における資料調査結果に基づき、厚生労働省から提供された分析結果、本協会及び厚生労働省に寄せられている戦没者の遺骨に関する情報等に基づき、現地調査を実施する。

また、現地調査員を統括する統括現地調査員を配置し、現地調査員が入手した情報の集約を行うほか、現地で通年にわたり遺骨情報の収集を行う。

(イ) 取組方針

ポートモレスビーに配置した統括現地調査員及びラエに配置した現地調査員により通年にわたる遺骨情報の収集を計画的かつ積極的に行う。

(ウ) 実施期間

令和4年5月～令和4年12月

(エ) 派遣体制

調査派遣：2週間程度×年7回

本協会調査団員：5～10名程度

キ ビスマーク・ソロモン諸島

(ア)取組目標

現地調査員を配置し、現地で入手した情報、各国の国立公文書館等における資料調査結果に基づき厚生労働省から提供された分析結果、本協会及び厚生労働省に寄せられている戦没者の遺骨に関する情報等に基づき、現地調査を実施する。

また、現地調査員を統括する統括現地調査員を配置し、現地調査員が入手した情報の集約を行うほか、現地で通年にわたり遺骨情報の収集を行う。

(イ)取組方針

ポートモレスビーに配置した統括現地調査員及びホニアラに配置した現地調査員により現地で通年にわたる遺骨情報の収集を計画的かつ積極的に行う。

(ウ)実施期間

令和4年5月～令和5年2月

(エ)派遣体制

調査派遣：2週間程度×年6回

本協会調査団員：4～13名程度

ク バヌアツ

(ア)取組目標

現地調査員を配置し、現地で入手した情報、各国の国立公文書館等における資料調査結果に基づき厚生労働省から提供された分析結果、本協会及び厚生労働省に寄せられている戦没者の遺骨に関する情報等に基づき、現地調査を実施する。

(イ)取組方針

通年にわたる遺骨情報の収集を行う現地調査員を配置する。

各国の国立公文書館等における資料調査結果に基づき厚生労働省から提供された分析結果を総合的に判断し、現地調査を実施する。

(ウ)実施期間

令和5年1月頃

(エ)派遣体制

調査派遣：1週間程度×年1回

本協会調査団員：4名程度

ケ オーストラリア

(ア) 取組目標

現地で入手した情報、各国の国立公文書館等における資料調査結果に基づき厚生労働省から提供された分析結果、本協会及び厚生労働省に寄せられている戦没者の遺骨に関する情報等に基づき、現地調査を実施する。

(イ) 取組方針

現地で入手した情報、各国の国立公文書館等における資料調査結果に基づき厚生労働省から提供された分析結果、本協会及び厚生労働省に寄せられている戦没者の遺骨に関する情報等を総合的に判断し、現地調査を実施する。

(ウ) 実施期間

令和4年5月～令和5年3月

(エ) 派遣体制

調査派遣：1週間程度×年1回

本協会調査団員：1名程度

コ インド

(ア) 取組目標

現地調査員を配置し、現地で入手した情報、各国の国立公文書館等における資料調査結果に基づき厚生労働省から提供された分析結果、本協会及び厚生労働省に寄せられている戦没者の遺骨に関する情報等に基づき、現地調査を実施する。

(イ) 取組方針

インパール及びコヒマに配置した現地調査員及び在外公館等との連携を密にし、通年にわたる遺骨情報の収集を計画的かつ積極的に行う。

(ウ) 実施期間

令和4年9月～令和4年11月

(エ) 派遣体制

調査派遣：2週間程度×年2回

本協会調査団員：8名程度

サ 北ボルネオ

(ア) 取組目標

現地調査員を配置し、現地で入手した情報、各国の国立公文書館等における資料調査結果に基づき厚生労働省から提供された分析結果、本協会及び厚生労働省に寄せられている戦没者の遺骨に関する情報等に基づき、現地調査を実施する。

(イ) 取組方針

通年にわたる遺骨情報の収集を行う現地調査員を配置する。

現地で入手した情報、各国の国立公文書館等における資料調査結果に基づき厚生労働省から提供された分析結果、本協会及び厚生労働省に寄せられている戦没者の遺骨に関する情報等を総合的に判断し、現地調査を実施する。

(ウ) 実施期間

令和4年9月～令和4年10月

(エ) 派遣体制

調査派遣：10日間程度×年1回

本協会調査団員：4名程度

シ モンゴル（ノモンハン事件戦没者遺骨）

(ア) 取組目標

本協会及び厚生労働省に寄せられている戦没者の遺骨に関する情報等に基づき、現地調査を実施する。

(イ) 取組方針

本協会及び厚生労働省に寄せられている戦没者の遺骨に関する情報等を総合的に判断し、現地調査を実施する。

(ウ) 実施期間

令和4年5月～令和4年6月

(エ) 派遣体制

調査派遣：2週間程度×年1回

本協会調査団員：3名程度

ス フィリピン

(ア)取組目標

厚生労働省が作成し、フィリピン政府により承認された遺骨収集等実施に係る年間計画に基づき、厚生労働省と協議のうえ、厚生労働省が実施する現地調査に同行する。

(イ)取組方針

本協会及び厚生労働省に寄せられている戦没者の遺骨に関する情報等を総合的に判断し、現地調査を実施する。

(ウ)実施期間

令和4年8月～令和5年3月

(エ)派遣体制

調査派遣：2週間程度×年14回

本協会調査団員：1名程度

セ インドネシア

(ア)取組目標

インドネシア政府により承認された年次活動計画及び計画された活動の詳細に基づき、厚生労働省と協議のうえ、現地調査員を配置し、現地で入手した情報、各国の国立公文書館等における資料調査結果に基づき、厚生労働省から提供された分析結果、本協会及び厚生労働省に寄せられている戦没者の遺骨に関する情報等に基づき、厚生労働省職員同行のもとで現地調査を実施する。

また、現地調査員を統括する統括現地調査員を配置し、現地調査員が入手した情報の集約を行うほか、現地で通年にわたり遺骨情報の収集を行う。

(イ)取組方針

通年にわたり遺骨情報を収集する統括現地調査員及び現地調査員を配置する。

現地で入手した情報、各国の国立公文書館等における資料調査結果に基づき厚生労働省から提供された分析結果、本協会及び厚生労働省に寄せられている戦没者の遺骨に関する情報等を総合的に判断し、現地調査を実施する。

(ウ)実施期間

令和4年5月～令和5年3月

(エ)派遣体制

調査派遣：2週間程度×年4回

本協会調査団員：2～5名程度

ソ 樺太・千島（北樺太を除く）

(7) 取組目標

本協会及び厚生労働省に寄せられている戦没者の遺骨に関する情報等に基づき、現地調査を実施する。

(4) 取組方針

本協会及び厚生労働省に寄せられている戦没者の遺骨に関する情報等を総合的に判断し、現地調査を実施する。

(9) 実施期間

令和4年6月～令和4年8月

(エ) 派遣体制

調査派遣：1週間程度×年1回

本協会調査団員：1名程度

タ その他中部太平洋地域

(7) 取組目標

令和3年度現地調査が未実施であった地域において、相手国政府等より実施許可が得られた場合には速やかに現地調査団を編成し、現地調査を実施する。

(4) 取組方針

現地で入手した情報、各国の国立公文書館等における資料調査結果に基づき厚生労働省から提供された分析結果、本協会及び厚生労働省に寄せられている戦没者の遺骨に関する情報等を総合的に判断し、ミクロネシア連邦及びギルバート諸島において実施の可否を検討したうえで、現地調査を実施する。

(9) 実施期間

令和4年12月～令和5年3月

(エ) 派遣体制

調査派遣：2週間程度×年3回

本協会調査団員：4名程度

第2 戦没者の遺骨収集に関する事項

1 事業内容

沖縄、東京都小笠原村硫黄島、南西諸島（沖縄を除く）その他今次の大戦において戦闘が行われた地域に準ずる事情にある地域として厚生労働大臣が認める地域及び本邦以外の地域において死亡した我が国の戦没者の遺骨を収容し、送還する。

「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」に基づき、厚生労働省は外務省等関係行政機関と連携し、関係国の政府等と協議を行い、現地住民等の関係者の理解促進等必要な協力を要請するとともに、収集した情報の整理及び分析を行うこととしており、本協会は、厚生労働省指導の下、本事業計画書において提示する地域について、当該情報等に基づき、地域ごとの事情に即した実効性のある派遣計画を作成し、遺骨収集を実施する。

また、実際に戦没者の遺骨収集を実施するに当たっては、収容作業の方法や収容した遺骨の取扱い等について厚生労働省の指示に基づき実施する。その際、令和2年5月に取りまとめた「戦没者遺骨収集事業及び事業実施体制の抜本的な見直しについて」に基づき、日本人の遺骨である蓋然性が高い場合に、DNA鑑定用の検体（遺骨の一部）を採取し持ち帰るとともに、DNA鑑定等を行い、専門家による総合的判断の結果、日本人の遺骨であると判定された場合に、検体以外の部位を現地で焼骨のうえ日本に送還する。

なお、戦没者の遺骨を収容する際に新たに接した戦没者の遺骨に関する情報については、情報提供者から詳細な内容を聴取し、現地での確認が可能であれば、同行している厚生労働省職員の同意の下、調査を実施する。

新型コロナウイルスによる感染が収束しない場合においては、厚生労働省及び社員団体と協議し、地域ごとの実情に即し優先順位を定めて派遣計画を見直し遺骨収集を実施する。

さらに、相手国の事情等により実施が困難な場合は厚生労働省と協議のうえ実施地域を変更、または現地調査に切り替え実施する。

2 事業対象及び取組目標

各国の国立公文書館等における資料調査及び現地調査における情報等に基づき、東京都小笠原村硫黄島をはじめ、以下に示す各地域の遺骨収集を実施する。

また、各地における取組方針や派遣体制などを具体的に示したうえで、事業を実施する。派遣時には遺骨鑑定人及び必要に応じて現地の事情に精通した者を同行させる。

なお、以下に示す各地域以外の地域について確度の高い戦没者の遺骨に関する情報

が得られた場合、また、同地域において緊急派遣の必要が生じた場合には、厚生労働省と連携のうえ、適切に対応する。

(1) 東京都小笠原村硫黄島

ア 取組目標

「平成 26 年度以降の硫黄島に係る遺骨収集帰還の取組方針」及び「令和 4 年度の硫黄島に係る遺骨収集の実施計画」に基づき、以下の対応を確実に実施する。

- ・平成 23 年度から 30 年度までに実施した面的調査のフォローアップ調査を引き続き行い、その結果、地下壕等の存在が推測される地点について、厚生労働省が掘削を行い、地下壕等を確認した場合には、その遺骨収容を行う。
- ・これまでに実施した面的調査により確認された壕等からの遺骨収容を行う。

イ 取組方針

「平成 26 年度以降の硫黄島に係る遺骨収集帰還の取組方針」及び「令和 4 年度の硫黄島に係る遺骨収集の実施計画」に基づく対応を確実に実施するため、同行する厚生労働省職員の指導に基づき効率的に作業を実施する。

平成 23 年度から 30 年度までに実施した面的調査のフォローアップ調査を令和 4 年 6 月から令和 5 年 2 月までの間に 16 回実施する。

これまでに実施した面的調査により確認された壕等について、比較的気象条件の整っている 7 月頃から 2 月頃までの間に計 4 回、遺骨収容を実施する。

また、東京都小笠原村硫黄島は火山島であり、激戦地であったことから、特に火山性有毒ガスや不発弾に留意して実施する。

ウ 実施期間

令和 4 年 6 月～令和 5 年 2 月

エ 派遣体制

(7) 遺骨収集派遣：2 週間程度×年 4 回

本協会派遣団員：30 名程度

(1) 調査派遣：2 週間程度×年 16 回

本協会調査団員：5 名程度

(2) 戦没者の遺骨収集を実施する東京都小笠原村硫黄島以外の地域

以下に示す各地域においては、戦没者の遺骨収集を実施する地域における現地調査等（以下「現地調査等」という。）の結果、遺骨が現認された箇所の全てについて、日本

人の遺骨である蓋然性が高いと判定された遺骨を收容し、送還する。なお、悪天候や治安悪化などやむを得ない現地事情により收容または送還が困難な場合はこの限りでない。

ア ミャンマー

(ア) 取組方針

各国の国立公文書館等における資料調査の結果及び現地調査等の結果を踏まえ、マンダレー地域、ザガイン地域、チン州、シャン州などにおいて効果的に遺骨を收容し、送還する。

(イ) 実施期間

令和5年2月頃

(ウ) 派遣体制

遺骨収集派遣：2週間程度×年1回

本協会派遣団員：9名程度

イ マリアナ諸島

(ア) 取組方針

各国の国立公文書館等における資料調査の結果及び現地調査等の結果を踏まえ、サイパン島、テニアン島などにおいて効果的に遺骨を收容し、送還する。

(イ) 実施期間

令和4年11月頃

(ウ) 派遣体制

遺骨収集派遣：2週間程度×年1回

本協会派遣団員：9名程度

ウ パラオ諸島

(ア) 取組方針

各国の国立公文書館等における資料調査の結果及び現地調査等の結果を踏まえ、ペリリュー島、アンガウル島などにおいて効果的に遺骨を收容し、送還する。

パラオ諸島においては遺骨収集事業の実施に関し、パラオ政府との覚書を遵守する。また、ペリリュー島、アンガウル島に考古学の専門家を同行させる。

なお、パラオ諸島は多くの不発弾が残っていることに留意して実施する。

(イ) 派遣期間

令和4年11月～令和4年12月

(ウ) 派遣体制

遺骨収集派遣：2週間程度×年1回

本協会派遣団員：10名程度

エ トラック諸島

(ア) 取組方針

現地調査等の結果を踏まえ、本協会及び厚生労働省に寄せられている遺骨情報等に基づき、チューク環礁において効果的に遺骨を収容し、送還する。

(イ) 派遣期間

令和4年10月頃

(ウ) 派遣体制

遺骨収集派遣：2週間程度×年1回

本協会派遣団員：4名程度

オ ギルバート諸島

(ア) 取組方針

各国の国立公文書館等における資料調査の結果及び現地調査等の結果を踏まえ、ギルバート諸島において効果的に遺骨を収容し、送還する。

(イ) 実施期間

令和5年2月頃

(ウ) 派遣体制

遺骨収集派遣：10日間程度×年1回

本協会派遣団員：1名程度

カ マーシャル諸島

(ア) 取組方針

各国の国立公文書館等における資料調査の結果及び現地調査等の結果を踏まえ、ウオツゼ環礁等において効果的に遺骨を収容し、送還する。

(イ) 実施期間

令和4年9月頃

(ウ) 派遣体制

遺骨収集派遣：2週間程度×年1回

本協会派遣団員：4名程度

キ 東部ニューギニア

(ア) 取組方針

各国の国立公文書館等における資料調査の結果及び現地調査等の結果を踏まえ、モロベ州、マダン州、東セピック州、サンダウン州、オロ州、ミルンベイ州などにおいて効果的に遺骨を収容し、送還する。

(イ) 実施期間

令和5年2～3月頃

(ウ) 派遣体制

遺骨収集派遣：2週間程度×年1回

本協会派遣団員：10名程度

ク ビスマーク・ソロモン諸島

(ア) 取組方針

各国の国立公文書館等における資料調査の結果及び現地調査等の結果を踏まえ、ソロモン諸島及びブーゲンビル島等において効果的に遺骨を収容し、送還する。

(イ) 実施期間

令和4年7月～令和5年3月

(ウ) 派遣体制

遺骨収集派遣：2週間程度×年2回

本協会派遣団員：13名程度

ケ バヌアツ

(ア) 取組方針

各国の国立公文書館等における資料調査の結果及び現地調査等の結果を踏まえ、バヌアツにおいて効果的に遺骨を収容し、送還する。

(イ) 実施期間

令和5年3月頃

(ウ) 派遣体制

遺骨収集派遣：10日間程度×年1回

本協会派遣団員：1名程度

コ インド

(ア)取組方針

各国の国立公文書館等における資料調査の結果及び現地調査の結果を踏まえ、マニプール州(インパール周辺)とナガランド州(コヒマ周辺)などにおいて効果的に遺骨を收容し、送還する。

(イ)実施期間

令和5年3月頃

(ウ)派遣体制

遺骨収集派遣：2週間程度×年1回

本協会派遣団員：12名程度

サ 旧ソ連

(ア)取組方針

厚生労働省が実施する埋葬地調査等の結果を踏まえ、ハバロフスク地方、イルクーツク州及びカザフスタン共和国の埋葬地において効果的に遺骨を收容し、送還する。

(イ)実施期間

令和4年7月～令和4年9月

(ウ)派遣体制

遺骨収集派遣：2週間程度×年5回

本協会派遣団員：6名～9名程度

シ モンゴル (ノモンハン事件戦没者遺骨)

(ア)取組方針

現地調査等の結果を踏まえ、ノモンハンにおいて効果的に遺骨を收容し、送還する。

(イ)実施期間

令和4年8月

(ウ)派遣体制

遺骨収集派遣：2週間程度×年1回

本協会派遣団員：5名程度

ス 樺太・千島（北樺太を除く）

(ア) 取組方針

樺太及び占守島において、ロシアの調査団等が遺骨収集を実施した際に発見された遺骨を收容し、送還する。

また、サハリン州ユジノサハリンスクで厚生労働省が行う遺骨の收容及び送還に同行する。

(イ) 実施期間

令和4年11月頃

(ウ) 派遣体制

遺骨収集派遣：2週間程度×年2回

本協会派遣団員：5名程度

セ フィリピン

(ア) 取組方針

厚生労働省の求めに応じ、同省が行う遺骨の收容及び送還に同行する。

(イ) 実施期間

令和4年11月～令和5年3月頃

(ウ) 派遣体制

調査派遣：2週間程度×年2回

本協会調査団員：6名程度

なお、厚生労働省が実施する現地調査の結果を踏まえ、厚生労働省と協議のうえ、派遣体制を整える。

ソ インドネシア

(ア) 取組方針

インドネシア政府により承認された年次計画及び計画された活動の詳細に基づき、厚生労働省と協議のうえ、各国の国立公文書館等における資料調査の結果及び現地調査等の結果を踏まえ、パプア州、スピオリ島において厚生労働省職員同行のもとで効果的に遺骨を收容し、送還する。

(イ)実施期間

令和4年7月～9月頃

(ウ)派遣体制

遺骨収集派遣：2週間程度×年2回

本協会派遣団員：5名程度

タ バングラデシュ

(ア)取組方針

英連邦戦没者委員会が管理するマイナマティ墓地とチッタゴン墓地について厚生労働省が実施する事前調査等の結果を踏まえ、効果的に遺骨を收容し、送還する。

(イ)実施期間

令和4年11月～12月

(ウ)派遣体制

遺骨収集派遣：2週間程度×年1回

本協会派遣団員：4名程度

第3 事業の実施に当たり留意すべき事項

- 1 情報収集や戦没者の遺骨収集に当たっては、相手国の国民感情にも十分配慮したうえで、関係国の政府等の理解と協力を得て実施する。特に、現地の法令等や遺骨収集相手国との間で協定または覚書を締結している場合は、当該協定または覚書の内容を遵守する。
- 2 厚生労働省が策定した「御遺族への御遺骨の返還に向けた戦没者の遺骨収集における七つの心得」及び「戦没者遺骨収集事業及び事業実施体制の抜本的な見直しについて」を踏まえ令和2年9月に改訂した「戦没者遺骨収集等における手順書」に則って行うとともに、従事者のコンプライアンス意識の向上を図ること等により、事業を適正に実施する。
- 3 新型コロナウイルス感染症の流行、政情不安等により派遣を停止している国・地域においては、現地活動が再開できる状況となった際に早期に開始できるよう、現地情報の収集に努めつつ厚生労働省をはじめ、関係者との協議を通じて国・地域別に派遣の可否について検討する。また、活動再開にあたっては2年間を超える空白期間に諸条件の変

化（対象国の環境の変化、勘のゆるみ等含む派遣団員・現地協力者の体調の変化等）が生じている可能性を十分認識して、無理のない派遣計画を立てることとする。

4 事業従事者の安全確保・健康管理に対し十分に配慮する。特に政治的騒乱、国際紛争等の当事国やその恐れのある国及び地域においては派遣の可否を慎重に見定め、十分な安全が確保された状態でのみ活動することとする。

5 情勢変化等により事業計画と異なる対応が必要となる場合には、厚生労働省をはじめ関係者・団体と協議のうえ、適宜適切に対応する。